

平成

二十二年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第一号)

平成二十二年六月七日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十二年六月七日 午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 議第二号 五條市一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例の制定の訂正について

第四 議第二号 五條市一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例の制定について

議第三十四号 五條市名誉市民条例の制定について

第五 発議第四号 議第二号 五條市一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例の制定に対する付帯決議

第六 市政の報告と提出議案の説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十五名)

一番 福塚  
二番 山塚  
耕司 実

欠席議員（なし）

市長 吉 野 晴 夫  
副市長 榮 林 勝 美  
教育長 赤 井 猛  
市長公室長 吉 田 辰 雄  
総務部長 下 村 洋 次  
都市整備部長 森 本 元 三

三番 吉 田 雅 範  
四番 堀 川 浩 美  
五番 太 田 好 紀  
六番 川 村 家 廣  
七番 藤 富 美 子  
八番 池 上 輝 雄  
九番 益 田 吉 博  
十番 山 田 澄 雄  
十一番 峯 林 宏 政  
十二番 花 谷 昭 典  
十三番 土 井 康 嗣  
十四番 大 谷 龍 雄  
十五番 田 原 清 孝

事務局職員出席者

生活産業部長	櫻井
健康福祉部長	森本
上下水道部長	辻本
消防長	
教育部長	窪内
会計管理者	檜口
西吉野支所長	谷口
大塔支所長	土井
監理管財課長	新井
企画財政課長	福塚
秘書課長	菊谷
庶務課長	上野
事務局長	川西
事務局次長	乾西
事務局係長	笹谷
事務局主任	馬場
速記者	柳ヶ瀬
	五美
	由美子
	豊旬
	美
	敏美
	孝男
	眞宜
	勝彦
	健夫
	祥嗣
	純二
	幸雄
	成吉
	佳秀
	佳司
	衡司
	敏弘
	敏三

午前十時零分開会

○議長（川村家廣）ただいまから、平成二十二年五條市議会第二回六月定例会を開会いたします。

山田澄夫議員から遅刻届が出ております。

本日、平成二十二年五條市議会第二回六月定例会が招集されたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会には、一般会計補正予算を始め、多数の重要議案が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

会議に入ります前に、去る五月二十六日に開催されました全国市議会議長会第八十六回定期総会におきまして、前議員の樫塚凱一さんに、在職二十年以上の特別表彰がありました。

また、昨年度評議員を務められました前議長の北山和生さんに感謝状の贈呈がありましたことを御紹介いたします。

表彰状をお受けになりました前議員の樫塚凱一さんには、長年にわたり市政の発展に尽くされた御功績に対し、深甚なる感謝の意を表します。

また、感謝状をお受けになりました前議長の北山和生さんには、議長在任中に五條市議会を代表して全国市議会議長会の発展に尽くされた御功績に対し、深甚なる感謝の意を表します。

なお、表彰状並びに記念品は、御本人に伝達いたしております。

○議長（川村家廣）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集のあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）皆様、おはようございます。

平成二十二年第二回六月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第二回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私御多用のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

平素は、市政の発展と市民生活の向上に、精力的に御活躍いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

さて、昨年歴史的な政権交代を果たした鳩山首相は、八箇月余りで有権者の大きな期待を失望に変えて辞任しました。

これで自民党政権時代から四代にわたり短命政権が続いたことになります。

政治が迷走を続ける一方、一昨年の世界金融危機で痛手を被った日本経済は、一世帯当たりの平均所得が二年連続減少し、二十年ぶりの低水準となるなど、依然としてデフレから脱却する気配は見られず、雇用、賃金水準の回復も遅れ、家計を取り巻く環境に好転の兆しの見えない状況が続いています。

実際に街へ出てみましても、景気が回復しているという実感は得られません。少子高齢化の進展や労働市場の構造変化により先の見えない閉塞感が漂い、「将来に夢がもてない」と、きぐする声も聞かれます。

このような社会・経済状況下にあっても、知恵と創意工夫を発揮し、市民が生活不安の解消と将来に明るい希望をもつことのできる基盤をつくることが大切であります。

そのためにも子や孫が「喜びあふれるまち・誇りのもてるまち」の創造に向け、精一杯やっていきたいという思いであります。

どうか今議会におきましても、皆様の創意あふれる御意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。  
後になりましたが、二十年以上議員の職にありました榎塚凱一前議員が、地方自治の発展に尽くされた御功績により全国市議会議長会から特別表彰を、また、昨年度評議員を務められました北山和生前議長、川村家廣議長が、五條市議会を代表して全国市議会議長会の発展に尽くされた御功績により感謝状を受けられたということがあります。

各位に対しまして、心より祝福と敬意を表します。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に御留意され、ますます御活躍賜りますことをお願いいたしまして、平素のお礼と開会のごあいさつに代える次第であります。

○議長（川村家廣）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（川西敏美）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、「全国市議会議長会」でございます。

去る、五月二十六日に東京都におきまして、第八十六回定期総会が開催されました。

開会式では、会長の富山市議会五本議長の開会あいさつの後、来賓の松野内閣官房副長官、横路衆議院議長、小川総務大臣政務官から祝辞と、江田参議院議長からメッセージがあり、続いて、前回の定期総会以降、新たに市制施行されました福岡県糸島市を始め八市の紹介がありました。これで全国の都市数は、東京二十三区を含めて八百九市となりました。

次に、二千四百六十三名の永年勤続者の表彰があり、先ほど伝達の紹介がされましたとおり、前議員の檜塚凱一さんに表彰状が贈呈されました。

次に、会議に入り、一般事務報告及び平成二十年度各会計決算報告及び平成二十二年各会計予算報告並びに地方行政委員会ほか六委員会の活動報告があり、それぞれ承認されました。

また、議案審議では、各部会提出議案二十六件並びに会長提出議案三件を原案のとおり決定し、更に、口蹄疫対策に関する緊急決議が行われました。

また、各部会提出議案の処理については、各委員会それぞれ協議を行い、会長提出議案については、関係機関へ要望することになりました。

役員改選では、部会長・理事・評議員及び各委員会の委員については、各部会からの推薦に基づき選任されました。

また、顧問には会長経験者で国会議員の二名がそれぞれ委嘱され、相談役には正副会長経験者及び政令指定市議長の二十五名がそれぞれ委嘱されました。

閉会式では、五百四十三名の前年度役員に感謝状が贈られ、先ほど伝達の紹介がされましたとおり、前議長の北山和生さんと川村家廣議長に感謝状が贈呈されました。

最後に会長のあいさつにより定期総会は閉会いたしました。

次に、「近畿市議会議長会」でございます。

去る、四月二十日に大阪府堺市におきまして、第七十五回定期総会が開催されました。

また、定期総会に先立ち、午前十一時から定期総会前理事会が開催されました。

午後一時開会の総会では、初めに会長の摂津市議会議長のあいさつがあり、続いて、開催市の高石市議会議長並びに高石市長の歓迎のあいさつがありました。

引き続き、大阪府副知事を始め、来賓各位からの祝辞と新市の紹介がありました。

次に、会議に入り、平成二十一年度の会務報告及び平成二十年度の歳入歳出決算報告並びに監事から、平成二十一年度出納検査結果報告があり、いずれも承認されました。

次に、議案審議に入り、支部提出議案の「学校教育施設の耐震化事業推進について」及び「近畿北部地域の道路交通網整備について」の二件並びに会長提出議案の平成二十二年度近畿市議会議長会会計予算（案）が上程され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

続いて、役員の選任が行われ、平成二十二年度役員には、会長に大阪府高石市、副会長に大阪府藤井寺市、また、各府県支部選出の支部長には、大阪府は茨木市、兵庫県は朝来市、滋賀県は大津市、奈良県は香芝市、京都府は八幡市、和歌山県は和歌山市をそれぞれ選出、また理事には十七市、監事には、兵庫県小野市と和歌山県田辺市が選任されました。

また、市議会議員共済会の理事に和歌山市を、代議員には、天理市、橿原市を含め十九市の議長がそれぞれ選任され、相談役に大阪市、堺市、神戸市、京都市の各議長が委嘱されました。

次に、研修会が行われ「夢があるから強くなる」と題して、日本サッカー協会名誉会長の川淵三郎氏の講演がありました。閉会式では、副会長に就任した藤井寺市議会議長から次期開催市としてのあいさつがあり、定期総会は閉会いたしました。

次に、「奈良県市議会議長会」でございます。

去る、五月十九日に橿原市におきまして、平成二十二年度第一回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の香芝市議会議長のあいさつがあり、続いて、各市の議長、副議長、事務局長の紹介がありました。

会議では、諸報告として事務報告が行われ、了承されました。

続いて、協議事項として、平成二十一年度奈良県市議会議長会会計決算と平成二十二年度奈良県市議会議長会会計補正予算（第一号）について審議の結果、それぞれ承認並びに可決されました。

以上が、議長会関係の概要でございます。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から一般会計及び特別会計の二月分から四月分までの例月出納検査の報告並びに地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定により、水道事業会計の二月分から四月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上を御報告申し上げます。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

○議長（川村家廣）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川村家廣）この際、御報告申し上げます。

先の平成二十二年五條市議会第一回三月定例会以降の休会中、五條市議会会議規則第六十条第一項ただし書の規定により議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。また、報告書につきましては事務局で保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

○議長（川村家廣）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

三番	吉	田	雅	範	議員
四番	堀	川	浩	美	議員
五番	太	田	好	紀	議員

以上の三名の方をお願いします。

○議長（川村家廣）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る五月三十一日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申上げましたとおり、本日から二十三日までの十七日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十三日までの十七日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げます。



○議長（川村家廣）次に日程第三、議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定の訂正についてを議題といたします。訂正の理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）おはようございます。

ただいま上程されました日程第三、議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定の訂正につきまして、その訂正理由の御説明を申し上げます。

当初、本条例の施行日につきましては、附則で、平成二十二年四月一日から施行すると規定し、去る三月の第一回定例会で御審議いただきましたが、閉会中の継続審査と決しました。

その結果、施行日であります平成二十二年四月一日が経過いたしましたことから、同附則の施行日につきまして、現行案「平成二十二年四月一日から施行する。」とありますのを、「公布の日から施行する。」に御訂正をお願いするものでございます。

以上で、訂正理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

お諮りいたします。議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定の訂正について、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます

よって議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定の訂正については、承認されました。

この際、申し上げます。

去る、三月五日に総務文教常任委員会に付託いたしました、議第二号につきましては、訂正された議案で御審査くださいますようお願い申し上げます。

なお、ただいま御承認いただきました訂正による議案書の差し替えは特に行いませんので、御了承くださいますようお願い申し上げます。  
十分程度、休憩いたします。

午前十時十八分休憩に入る

午前十時二十八分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

日程第四、議第二号及び議第三十四号を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第二号及び議第三十四号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、行政内部では確保が困難な高度の専門的知識や優れた見識を備えた人材の活用を図るため、任期を定めて、選考により一般職として採用するため新たに条例を制定しようとするもので、本年第一回三月定例会の委員会における審査の過程において、人材確保が難しいことや人材派遣との相違点などが明確でないこと。また、現時点で緊急性・必要性も感じられないとの理由で閉会中の継続審査とすべきものとすることに決しました。

議第三十四号 五條市名誉市民条例の制定については、本市市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業の発展又は学術文化の進展に寄与し、本市発展のため特に優れた功績があった方に対し名誉市民の称号を贈り、市民敬愛の対象として表彰することにより将来のまちづくりと活性化に資するため、平成十七年九月二十五日以降に死亡した故人に対して追贈することができることや名誉市民は議会の同意を得て決定することなど、新たに本条例を制定しようとするもので、本年第三回臨時会の委員会における審査の過程において、更に慎重審査が求められるとして閉会中の継続審

査とすべきものとすることに決しました。

以上二議案は、本会議において、閉会中の継続審査と決しましたので、議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、四月三十日、五月二十四日及び本日六月七日に、また、議第三十四号 五條市名誉市民条例の制定については、四月三十日に開会いたしました当委員会において改めて議案の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、委員から、本制度により採用される職員の具体的な職種と部署等についてただしたのに対し、「本条例制定の目的は、業務が多岐にわたり高度の専門的な知識が必要となったときの将来の対応を考慮してその準備をするところであり、具体的な内容は今後の検討課題としているが、想定される業務内容としては、地域交通体系の確立、地域医療の充実、環境対策等の分野が考えられる。また、採用する職員については、一般職員として定数内職員になることから、具体的な採用予定人数は、今後、部課長会等を通じて協議を重ねながら決定することになる。公務の能率的運営を確保するための第三条及び第四条に規定する任期が三年を超えない任期付職員とは別に、第二条に規定する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者については、法の精神に基づき選考により五年を超えない任期を定めて採用し、第七条に規定する給料表を適用するものである。」等の答弁がありました。委員からは、より具体的な職種と採用予定人数の説明及び公募基準の明確化を求める意見があり、委員会の総意として、本制度の趣旨、目的に反対するものではないが、具体的にどういふ人材を採用するのか各担当課で協議することや、特に必要とされる業務については現在の制度において確保することはできないのかなどの点について次回の委員会までに準備するよう要望が出され、四月三十日の審査は終了しました。

五月二十四日の審査においては、初めに理事者から、四月三十日の委員会において出された要望に対する説明がありました。

まず、本条例は、平成十四年に制定された「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき新たに条例を制定しようとするもので、現在、全国のほとんどの都道府県や多くの市区町村で運用されている。また、本条例制定の目的は、先の委員会でも説明したとおり、業務が多岐にわたり高度の専門的な知識が必要となったときの将来の対応を考慮してその準備をするところにあるもので、本条例に基づく採用が想定される分野としては、バイオマス関連・廃棄物処理関連等の環境対策の分野、地域の実情に即した新たなコミュニティ交通システム確立のための地域公共交通の分野、住民情報システム等の情報処理の分野及び地域医療の分野があるとの説明がありました。委員からは、本条例に基づく採用が想定されるそれぞれの分野においては、奈良県や奈良交通など、それぞれに関係する機関との十分な事前協議が必要であり、市としての対応を尽くしてから方針も定めて次に進むべきであるとただしたのに対し、「地方分権一括法の制定に伴い、市町村にあっては環境対策を始め、高い専門性が必要とされる

事務事業についても、今後、自治体独自の対応が求められることから「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が、既に平成十四年に制定されているもので、本条例の制定は遅きに失しているものと考えている。また、事務事業を推進していく中では、関係機関と協議を重ね、いろいろな形の想定をして見極めながら適切に対応してまいりたい。」等の答弁がありました。更に、委員から、各条項の内容について詳細な確認があり、「第二条第一項の規定による高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用したときに限り、その給料月額は、第七条に規定する給料表となっており、現在の一般職員と同じ号給の給料月額よりも高くなっている。」との答弁がありました。現行制度で対応できるものは現在の職員で対応し、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用しようとするときには、より慎重な対応が必要であるとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託されました議案第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、四月三十日と五月二十四日に審査を終了しましたが、四月三十日の委員会において、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、施行日を「公布の日から施行する」に訂正したいとの発言があり、本日、その訂正が議会において承認されましたので、付託された当委員会において審査し、採決した結果、全員一致により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、委員から、本条例に対する付帯決議案が提出され、その内容は、平成二十二年五條市議会第一回三月定例会に市長が提出し、閉会中の継続審査となっている議案第二号 五條市一般職の職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、現行制度で対応できるものは現在の職員で事務事業を執行し、特に高度な専門的知識及び経験等の専門分野における採用については、税金の無駄遣いとならないよう本条例の条項を適正に遵守し、是非とも必要な場合における必要最小限の採用にとどめることを求めるとのことでありました。

付帯決議案については、討論を省略した後、起立により採決をした結果、全員一致により付帯決議を付すことに決定いたしました。

次に、議案第三十四号 五條市名誉市民条例の制定については、四月三十日の委員会で理事者からの議案説明により了承した次第であります。委員から、本議案を次の定例会まで待たずに臨時会に提案した根拠とその必要性についてただしたのに対し、「もちろん手順は必要で念頭に置くべきものであるが、市長の指示の下、研究検討の結果で提出したところである。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致により可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（川村家廣）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る三月五日に行いました議案審議において、既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって本案は討論を省略することに決しました。

これより、本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第五、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第四号 議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定に対する付帯決議。

標記のことについて別紙のとおり提出するので、決議を求めます。

平成二十二年六月七日提出

提出者 五條市議会総務文教常任委員会

委員長 大谷 龍雄

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました発議第四号 議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定に対する付帯決議については、付託された総務文教常任委員会において付帯決議をすることに決定いたしましたので、本日提案し、決議を求めたく、別紙付帯決議案を朗読して、提案の趣旨説明いたします。

議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定に対する付帯決議（案）

平成二十二年五條市議会第一回三月定例会に市長が提出し、閉会中の継続審査となっていた議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、現行制度で対応できるものは現在の職員で事務事業を執行し、特に高度な専門的知識及び経験等の専門分野における採用については、税金の無駄遣いとならないよう本条例の条項を適正に遵守し、是非とも必要な場合における必要最小限の採用にとどめることを求める。

以上、決議する。

平成二十二年六月七日

五條市議会

議員各位には、どうか御賛同くださいますようお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてに対し、本件のとおり付帯決議を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立多数であります。

よって議第二号に対し、本件のとおり付帯決議を付すことに決しました。

○議長（川村家廣） 次に日程第六、市政の報告と提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 市政の報告と提出議案の説明を行わせていただきます。

年度当初から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

まず、最初に四月に専決処分を行いました補正予算に係る事業の状況でございますが、日本脳炎予防接種につきましては、直ちに対象者への通知及び、医師・看護師・ワクチン等の準備を進め、六月一日から予防接種を開始しております。

妊産婦検診につきましても、公費負担額を増額し県下他市と同額にするための委託契約変更等手続き及び対象者への対応を速やかに行ったところであります。

また、農産物普及促進委託料につきましては、直ちに業務委託契約を結び、人材を確保し青ネギ等農産物の生産技術指導等に着手し、事業展開されているところでございます。五條市の農業振興に大きな活力を与えてくれるものと期待いたしているところであります。

次に「五條市夢づくり交付金」について御報告いたします。

本年度より、市民の自由な発想、斬新なアイデアにより、私たちのまち「五條市」が元気になり、小さな子供からお年寄りまで喜んでもらえるような事業を実施する市内の地域自治組織、コミュニティ、NPO等の団体を支援することを目的として「五條市夢づくり交付金」制度を創設しましたこ

とは御案内のとおりでございます。広報五月号にその概要を掲載し、市ホームページにおいて、実施要綱及び申請書様式などを掲載したところ、たくさんの方のアクセスをいただき、注目度の高さを感じているところでございます。

次に「公共交通対策」について申し上げます。

本市では、平成二十年度より五條市地域公共交通連携計画を策定し、三年間の実証運行として補助事業を活用したデマンド方式の乗合タクシー及び生活バスの運行を実施してまいりました。本年度におきましても実証運行を継続してまいりますが、地域の実情にあった、効率的で市民が利用しやすい「新たな地域公共交通体系」を整備すべく、五條富貴線など四路線において「路線バス利用実態調査」を既に実施し、広報六月号の紙面を利用して全戸を対象にしたアンケート調査を実施しております。これらの調査を踏まえ、コミュニティバスの導入を含めた「新しい市民の足」の運行を早急に実現すべく鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、「新過疎計画」についてですが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が本年四月一日に施行され、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域の住民福祉の向上のためのみならず、国民全体で取り組むべき課題としてとらえ、実効性ある対策を講じていくこととされました。

具体的には、法の失効期限を六年間延長し、従来からの道路や施設整備といったハード事業に加え、住民の交通手段の確保や地域医療の充実などソフト事業への拡充が行われています。

本市の「過疎地域自立促進計画」の計画期間が平成二十一年度末までとなっていたことから、この度の法改正を受け新たな「五條市過疎地域自立促進計画」を策定しなければなりません。

策定に当たっては、国・県からの情報を細大漏らさずとらえ、九月議会で議決いただけるよう全庁的に取組を進めております。

次に、指定管理者制度についてですが、民間活力を活用し、更なる市民サービスの向上と経費の削減を図るため、四月から市民会館、大塔天辻館、西吉野コミュニティセンター、賀名生の里歴史民俗資料館の四施設に指定管理者制度を導入したところであります。

昨年十二月議会で設置条例の改正案を議決いただいた中央公民館、図書館及び老人憩いの家の三施設につきましては、本年一月から公募を開始し、応募のあった施設の指定管理の候補者を選定するための五條市指定管理者選定委員会を四月中旬から五月初旬にかけて開催したところであり、今議会において指定管理者を指定する議案を提出いたしております。

次に、奈良県で初めての取組として公表させていただきました「五條市バイオマスタウン構想」についてであります。この構想の骨子は、現在のゴミ焼却施設から熱回収施設へ転換を行うもので、市内で発生した生ごみや木くずなどを活用して、たい肥化利用、燃料利用、発電・熱利用の事業化



に向けた可能性について検討をいただくため、五條市バイオマス利活用推進協議会の設立に向けて準備をしているところであります。

次に、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で応援する制度として、中学校三年生修了までの子供を養育している方に、子供一人につき月額一万三千円を支給する「子ども手当制度」が、本年四月一日から実施されました。本市におきましては、広報五條四月号で制度の実施を市民の方に周知するとともに、支給対象となる子供のいる二千三百二十七世帯に制度の案内を送付し、申請の受付並びに認定事務を円滑に進めているところであります。

次に、「道路行政」について御報告いたします。

地域高規格道路五條新宮道路（五條市域）は、国から指定を受けた調査区間四キロメートルの都市計画決定を目指し引き続き、「まちづくり」と並行して取り組んでまいります。

次に、京奈和自動車道大和・御所道路（御所区間）の約一三・四キロメートルにつきましては、順次工事が進んでおり、五條北ランプ橋下部工事も始まり、平成二十八年度暫定供用開始に向け要望活動に引き続き取り組んでおります。

次に、新金剛トンネルの早期実現につきましては、産業振興及び過疎解消の切り札として、また、まちづくりの基盤として確立させ、京阪神方面への三十分構想を達成するために関係機関へ引き続き陳情・要望してまいります。

次に、国道二四号拡幅整備につきましては、本陣交差点から市役所下までの工事を終え、歩道となまこ壁のある地下道の供用開始を行いました。引き続き、用地交渉を地権者や居住者の御理解と御協力をいただきながら、国土交通省と連携を密にして全線一、三五〇メートルの事業完成に向け鋭意取り組んでおります。

次に、「公園整備事業」のうち、五條中央公園につきましては、園路工事等の残工事を含め、平成二十二年度内の完了を目標に進めております。

また、「上野公園」「阿田峯公園」「五万人の森公園」の三公園につきましては、指定管理者制度を導入し、それぞれ自主事業により利用者へのサービスの向上を図っております。

次に、金剛山麓野鳥の森の整備につきましては、土地開発公社健全経営化という目的で事業化しており、年次計画に基づき、今年度も引き続き公社用地の買戻しを行う予定しております。整備内容につきましては、基本構想をもとに地元の要望等を反映した実施設計に取り組んでいるところで、散策路、展望台等の整備を順次、自然を生かした形で行なうこととしております。

次に、市営住宅につきましては、市営住宅入居者の高齢化等に伴い、階段に手すりを設置するなど、入居者の安全・安心な住居空間の確保に努める

とともに、住宅に困窮する低額所得者の要望にこたえるため、公募予定の空き家住宅の修繕を行っていきたいと思います。

また、家賃徴収におきましては、課の体制を強化し夜間及び休日徴収を実施して収納効率の向上に努めており、更に法的措置等を実施することにより、なお一層の収納率の向上に努めてまいります。

次に、「農林業・観光行政」について御報告申し上げます。

まず、農家に対する「戸別所得補償モデル対策事業」は我が国の食料自給率の向上を図るとともに農業と地域を再生させ農村に暮らす人々が、将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げる目的で四月からスタートし、本市においては、対象農家に説明会を開催し、情報提供を行ってまいりました。

この制度をうまく活用していただき、耕作放棄地の解消や農地の有効活用を図るとともに収益性の高い推奨作物を振興し、農産物の生産性及び農業所得の向上を推進してまいります。

次に、山陰・表野地区ほ場整備事業が平成二十年度から市と地元土地改良区の連携協議により県営事業で着工しております。全体整備計画面積二九・五ヘクタール、事業期間は平成二十年度から五年間事業が進められており、平成二十一年度では、約七・〇ヘクタールのほ場整備が完成しております。

また、奈良県下では初めての規模として、一枚のほ場が一・〇ヘクタールの区画の大規模な水田も完成しております。

平成二十二年度におきましても九・四ヘクタールのほ場整備を計画しており、集落営農と併せて関係機関と連携し農業振興を推進してまいります。次に、本市では年々有害鳥獣による被害が増えておりますが、その対策として、まず、四月の機構改革で農林商工観光課に鳥獣対策係を新設して市の体制を強化し、農林業被害や生態系への影響等に対応しております。併せて、特定外来生物に指定されたアライグマを計画的、効果的に防除するため、「五條市アライグマ防除実施計画」を策定し農林水産省及び環境省の承認を得て「アライグマ捕獲従事者講習会」を五月十七日に開催し、五十六名の市民が受講されました。これにより今まで有害鳥獣を捕獲するには、鳥獣保護法により狩猟免許と市の捕獲許可が必要でしたが、この計画に基づく講習会を受講するとアライグマに限り狩猟免許がなくても自分の敷地内で箱わなを使用して捕獲することができます。

次に、吉野川の活性化の取組につきましては、四月二十九日に吉野川大川橋上流五條側河川敷で「川開きフェスタ二〇一〇」が開催されました。本年はモンベルクラブ五條店の協力により、ラフトボートでの川下り体験や消防本部の協力により、はしご車の乗車体験などを行い、大いに盛り上がりました。イベントを通して吉野川の自然と触れ合うことにより、活性化につながるものと考えております。

また、今回で十八回を数える「自由市場かげろう座」が五月三十日、新町通りをメイン会場に開催され、今回も大勢の家族連れや若者で通りを埋め

尽くすほどの人出となり、ストリートパフォーマンスを始め様々な催し物が新町周辺で開催され、一日中賑わいを見せておりました。

次に、「教育行政」について御報告申し上げます。

まず、学校教育の取組につきまして、教育基本法及び学校教育法等の改正に伴う新学習指導要領により、これからの教育の方向性が示され、平成二十三年度から小学校、平成二十四年度から中学校へと実施されることになっております。

人間性豊かな自立的に生きる子供の育成を目指し、平成二十二年度における学校・園の目標を、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「健全な体の育成」を三つの重点目標として掲げました。

それぞれの学校・園の教育活動の推進に当たっては、幼児・児童・生徒の「知・徳・体」の調和を図りながら、創意工夫と特色に満ちた「魅力と活力のある学校づくり」を推進するため、鋭意努めてまいります。

次に、「学校教育施設の整備」につきましては、幼児・児童・生徒の安全を確保するため、計画的に建物の耐震補強改修工事を進めております。

平成二十二年度は、昨年を引き続き、五條中学校校舎及び野原中学校校舎の耐震補強改修工事を行っております。

次に、「生涯学習」につきましては、第三十三回五條市公民館祭を、去る四月十七日・十八日の二日間にわたり、中央公民館及び市民会館一帯において開催いたしました。

中央公民館及び地区公民館十五館に集い、日頃より学習を深めている方々が、この一年間の成果の発表と位置付けて一堂に会し、展示の部では四十二クラブ・サークルで二百九十一人、発表の部では、二十三クラブ・サークルで三百五十人が参加し、市民の皆様には、文化意識の向上と生涯学習の拠点としての「公民館」への関心を深めていただき、大変意義のある催しとなりました。

これもひとえに、御参加をいただきました市民の皆様方並びに関係者各位の御尽力の賜物であり、心より厚く御礼を申し上げます。

また、スポーツの振興につきましては、上野公園多目的人工芝グラウンドを中心として、第二十八回市民球技大会が五月九日に開幕し、八月末までサッカーやテニスなど十種目に約一千三百人の方々が参加をして熱戦が繰り広げられます。

今後も、市体育協会を始めとして、各種競技団体と連携を密にしながら、生涯スポーツの普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、「新町地区の伝統的建造物群保存地区への取組」につきましては、本年四月二十六日に開催されました五條市都市計画審議会において、五條新町伝統的建造物群保存地区の決定決議を受け、県に協議をしているところであります。

県から地区決定に係る知事同意を受け、都市計画決定及び保存計画の告示を行った後、八月には国に対し重要伝統的建造物群保存地区採択の申出を

行う予定で、本年十二月には文化庁文化審議会を経て選定を受けられるものと思っております。

今後も地域住民からなる「五條新町地区町なみ保存会」と十分協議を図りながら悦意取り組んでまいります。

また、「市立五條文化博物館の開館」につきましては、本市の厳しい財政状況を改善するため、平成二十一年四月一日よりコストダウンと集客機能を再検討するため二年間の準備期間を設け一時的に閉館いたしておりますが、来年四月一日より指定管理者制度を導入いたしまして、新たに魅力ある博物館として開館することを目指しております。

次に、「水道行政」について御報告申し上げます。

まず、上水道事業の取組につきましては、生活様式の向上と水需要に対応するため、水質基準に適合した安全で低廉な水道水を安定的に供給できるよう公共性と経済性との調和を図りながら、受益者負担を原則に健全経営に努めているところであり、平成二十一年度末における給水区域内普及率は九九・八パーセント、有収率につきましては前年度比一・五ポイント改善して八七・八パーセントとなっております。

また先の三月議会において、予算承認いただきました、老朽管更新事業及び基幹水道施設の耐震化を図る、ライフライン機能強化等事業は、国庫補助や交付金の活用を行い、施設整備事業の推進に努めてまいります。

次に、簡易水道事業の取組ですが、まず西吉野町白銀北地区の統合簡易水道整備事業は、国庫補助金の追加割当てを受けて、本年度完成を目指しております。また城戸・陰地地区並びに大塔町辻堂地区の、水道未普及地域解消事業につきましても、給水区域の拡大により早期完成を目指すとともに、生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めてまいります。

次に、下水道事業の取組について御報告申し上げます。

平成二十一年度には、緊急雇用対策事業により下水道普及相談員一名を雇用し、水洗化促進を図るべく、未接続家屋を訪問して市民の皆様の御理解と御協力をお願いしました。平成二十二年度におきましても、緊急雇用対策事業により下水道普及相談員二名を雇用して、水洗化促進を引き続き図ってまいります。

また、野原地区の奈良県吉野川流域下水道事業、野原ポンプ場が、本年度完成に向けて事業が進められており、これに接続すべく計画的に事業を推進しているところであります。

最後に、「消防行政」について御報告申し上げます。

奈良県の消防広域化については、昨年四月に発足した奈良県市町村消防広域化協議会における付属機関として各専門部会が設置され、より専門的な

観点から協議が行われております。

また、広域化の時期に合わせ、消防救急無線のデジタル化についての取組においても、同協議会が窓口となつて、県下で統一した規格のもと電波伝搬調査が終了したところであります。

救急業務につきましては、消防機関と医療機関が連携し、救急隊員が行う応急処置等の質を向上させるなど、メディカルコントロール体制の充実を図り、心肺停止傷病者の救命率をより向上させるため、救急救命士の高度な医療業務の処置範囲の拡大と、救命率の一層の向上を図るためにも、救急車が現場に到着するまでの市民の応急手当の普及啓発活動体制づくりに取り組んでいるところであります。

また予防業務として、立入検査、防火指導及び広報活動を推進し、火災予防思想の普及啓発と防災意識の高揚を行うとともに、一般住宅用火災警報機の設置の指導を図り、市民生活の安全確保に努めてまいります。

次に、「五條市・十津川村消防事務委託規約」につきましては、四月一日より規約が施行し、現在職員の育成のため、消防学校に入校させ要員養成を行っております。

続きまして、本定例会に提出の諸議案について御説明申し上げます。

報第四号 平成二十一年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告並びに報第五号 平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきましては、それぞれの決算書及び事業報告書が提出されましたので、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報第六号 平成二十一年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第七号 平成二十一年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告、報第八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第十号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、それぞれ事業の進捗よく状況又は関係機関との協議に時間を要したため、事業費の全部又は一部を翌年度に繰り越したので、関係法令の規定に基づき報告するものであります。

次に、報第十二号並びに報第十三号 専決処分報告、承認を求めること（五條市税条例の一部改正）及び（五條市国民健康保険条例の一部改正）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い本年度の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求め次第であります。

次に、報第十四号 専決処分報告、承認を求めること（平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第一号））につきましては、歳入歳出それぞれ一千三十二万八千円を追加し、総額百五十一億二千三百三十九万二千円といたしております。補正の内容といたしましては、日本脳炎予防接種関連経費として五百八十五万円を、妊産婦検診関連経費として百五十万円を、更に農産物普及促進委託関連経費として三百四十二万八千円を追加するものでございまして、これらの財源につきましては、県補助金等を見込んだもので、いずれも予算の執行に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、報第十五号 専決処分の報告（調停）につきましては、市営住宅家賃等の滞納について、相手方と調停し合意に至ったため、専決処分をしたので報告する次第であります。

次に、議第三十五号 五條市新町まちや館条例の制定につきましては、指定管理者制度を導入するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三十六号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第三十七号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第三十八号 五條市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第三十九号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、高等学校分校の授業料を徴収しないこととなったため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十号 市立五條文化博物館条例の全部改正並びに議第四十一号 五條市立民俗資料館設置条例の全部改正につきましては、各施設に指定管理者制度を導入するため、各条例の全部を改正するものであります。

次に、議第四十二号 五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、奈良県療育手帳制度実施要綱の一部改正に伴い、療育手帳の障害程度区分が変更されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十三号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正につきましては、診療報酬の算定方法が改定されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正につきましては、五條市衛生センターに指定管理者制度を導入するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第四十五号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についてから議第四十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきましては、各施設の指定管理者を指定するため、議決を求めるものであります。

次に、議第四十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につきましては、同組合から変更に係る協議があったため、議決を求めるものであります。

次に、議第四十九号 市道路線の認定につきましては、地域道路網及び避難路整備に必要なため、市道今井四四号線を道路法第八条第二項の規定により認定をお願いするものであります。

次に、議第五十号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ一億二千三百七十七万四千円を追加し、総額百五十二億四千四百五十六万六千円とするもので、補正の主な内容といたしましては、旧統計事務所土地等購入及び購入後の経費として二千四百四十三万二千円、空き家再生等推進事業(旧前防邸改修等)の経費として三千五百五十七万三千円等の追加であり、これらの財源につきましては、国库補助金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第五十一号 平成二十二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ二百十万円を追加し、総額四十二億九千七百万円とするもので、補正の内容といたしましては、保険税電算開発プログラム開発委託料の追加であり、財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、同第二号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、欠員が生じたため、新たな委員の任命につき同意を求めるものであります。

次に、同第三号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、岸本悦子委員の任期が、平成二十二年八月七日をもって満了となるため、その後任の同意を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては慎重審議の上、何とぞ御議決並びに御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川村家廣) 市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

あす八日から十日までは休会とし、次回、十一日午前十時に再開して、一般質問を行います。  
なお、一般質問をされる議員各位は、明日八日の正午までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。  
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時二十四分散会